

行政法Ⅱ

科目ナンバリング PUL-206
選択 2単位

小川 有希子

1. 授業の概要(ねらい)

この授業は、行政法を初めて学ぶ法学部以外の学生を対象とします。日本には、「行政法」という名の法典は存在せず、行政に関わる法律関係を全般的に扱う科目を「行政法」と呼んでいます。行政法Ⅱでは、行政法Ⅰで学んだことを前提に、行政活動に起因して行政と国民との間に紛争が生じ、国民に不服や不利益が生じた場合の救済に関する法(行政救済法)について学びます。主として、講義形式で行いますが、不明な点や納得できない点をそのままにせず、積極的に取り組んでください。行政法は、憲法の理念を具体化したものですので、憲法を修得していることが望ましい。

2. 授業の到達目標

- ①行政救済法の基本的な知識を修得すること
- ②具体的な事例を用いて、行政救済法について説明することができるようになること

3. 成績評価の方法および基準

小テスト3回 30%
期末試験 70%

4. 教科書・参考文献

教科書
高橋滋編著 『行政法 Visual Materials』 有斐閣
参考文献
櫻井敬子・橋本博之 『行政法 第6版』 弘文堂

5. 準備学習の内容

- [予習] 30分(目安)
①教科書の指定範囲を読み、見出しに使われている重要な用語や分からない用語について、参考書や法律用語辞典等で確認してノートにまとめる。
[復習] 60分(目安)
①授業で説明された行政法の基本的な用語を正しく説明できるよう、ノートにまとめる。
②授業中に出題された問題を解いてみる。
③不明な点や納得できない点が残っている場合は、期末試験までに解消する。

6. その他履修上の注意事項

多くの条文を参照することになります。教科書に出てきた条文は、必ず六法やインターネット等で調べ、コピー・印刷等をして持参してください。

7. 授業内容

- 【第1回】 教科書の項目に沿って進める。
No.32 情報公開・その他
No.33 個人情報保護
- 【第2回】 No.34 行政救済の全体像
No.35 苦情処理
- 【第3回】 No.36 行政不服申立て
※No.36については、予習の必要はない。
No.37 行政審判
- 【第4回】 No.38 取消訴訟①
小テスト1回目
- 【第5回】 No.38 取消訴訟②
- 【第6回】 No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟①
- 【第7回】 No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟②
- 【第8回】 No.40 当事者訴訟①
小テスト2回目
- 【第9回】 No.40 当事者訴訟②
- 【第10回】 No.41 客観訴訟
- 【第11回】 No.42 仮の救済
- 【第12回】 No.43 国家補償の全体像
小テスト3回目
- 【第13回】 No.44 国賠法1条(公権力の行使)責任
No.45 国賠法2条(営造物)責任
- 【第14回】 No.46 損失補償
No.47 国家賠償と損失補償の谷間
- 【第15回】 まとめ